
令和3年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第8日)

令和3年3月19日(金曜日)

議事日程(第8号)

令和3年3月19日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第33号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第2 議案第10号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 議案第11号 請負契約の変更について(町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事)
- 日程第4 議案第12号 財産の無償譲渡について
- 日程第5 議案第13号 吉賀町議会議員及び吉賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第14号 吉賀町教育振興計画策定委員会設置条例の制定について
- 日程第7 議案第15号 吉賀町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第8 議案第16号 吉賀町まちづくり委員会条例の全部を改正する条例について
- 日程第9 議案第17号 吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第18号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第19号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第20号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第21号 吉賀町小規模保育所条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第22号 吉賀町地域間交流拠点施設条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第23号 令和3年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第16 議案第24号 令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第17 議案第25号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第26号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第27号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第28号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第30号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議案第31号 令和3年度吉賀町一般会計予算
- 日程第24 発委第1号 民生委員・児童委員の処遇改善等を求める意見書(案)の提出について

て

日程第25 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

日程第26 閉会中の調査報告について

日程第27 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第33号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第2 議案第10号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第3 議案第11号 請負契約の変更について(町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事)

日程第4 議案第12号 財産の無償譲渡について

日程第5 議案第13号 吉賀町議会議員及び吉賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第6 議案第14号 吉賀町教育振興計画策定委員会設置条例の制定について

日程第7 議案第15号 吉賀町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定について

日程第8 議案第16号 吉賀町まちづくり委員会条例の全部を改正する条例について

日程第9 議案第17号 吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第18号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第19号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第20号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第21号 吉賀町小規模保育所条例を廃止する条例について

日程第14 議案第22号 吉賀町地域間交流拠点施設条例を廃止する条例について

日程第15 議案第23号 令和3年度吉賀町水道事業会計予算

日程第16 議案第24号 令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算

日程第17 議案第25号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算

日程第18 議案第26号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

日程第19 議案第27号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計予算

日程第20 議案第28号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算

日程第21 議案第29号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計予算

日程第22 議案第30号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算

日程第23 議案第31号 令和3年度吉賀町一般会計予算

日程第24 発委第1号 民生委員・児童委員の処遇改善等を求める意見書(案)の提出について

て

日程第25 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

日程第26 閉会中の調査報告について

日程第27 閉会中の継続調査について

出席議員（12名）

1番 桑原 三平君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 松蔭 茂君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	岩本 一巳君	副町長 ……………	赤松 寿志君
教育長 ……………	光長 勉君	教育次長 ……………	大庭 克彦君
総務課長 ……………	野村 幸二君	企画課長 ……………	深川 仁志君
税務住民課長 ……………	榎木 昭典君	保健福祉課長 ……………	永田 英樹君
産業課長 ……………	山本 秀夫君	建設水道課長 ……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長 ……………	山根 徳政君		

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第33号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第33号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日、最終日でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第33号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,502万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年3月19日提出、吉賀町長岩本一巳。

第1表の歳入歳出予算補正、まず歳入でございます。

款6諸収入、項5雑入111万8,000円に446万8,000円を追加いたしまして558万6,000円、これに伴います歳入合計2億5,055万6,000円に446万8,000円を追加し2億5,502万4,000円でございます。

2ページは歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金2億4,585万5,000円に363万円を追加いたしまして2億4,948万5,000円、款4予備費、項1予備費34万3,000円に83万8,000円を追加し118万1,000円でございます。これに伴います歳出合計は2億5,055万6,000円に446万8,000円を追加し2億5,502万4,000円となるものでございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、担当いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） おはようございます。それでは、議案第33号の令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金の003でございます。363万円でございます。こちらにつきましては、松江にあります島根県の後期高齢者医療広域連合のほうの納付金、種類といたしましては、保険料等と、4つから成るものでございますけれども、その中の75歳以上の高齢者の方々の医療費に係る部分の納付金の追加分がございましたので、そちらの金額363万円を上程させていただいております。

続きまして、歳入でございます。

ただいまの納付金に充てます財源でございますけれども、5ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

諸収入の雑入でございます、過年度還付金446万8,000円でございます。こちらにつきましては、平成31年度の同じく後期高齢者医療の広域連合の納付金ということで、概算で納めさせていただいたものが、平成31年度分が確定されました。

それに伴いまして、吉賀町のほうに過年度分ということで、今年度還付をされたものがこちらの446万8,000円でございます。先ほどの納付金の分の財源として、こちらのほうを充てさせていただくというものでございます。差引きで発生してまいります余剰金につきましては、6ページのほうにございますように、予備費のほうに83万8,000円を計上させていただくというような補正内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第33号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第2. 議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第10号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第10号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第11号請負契約の変更について（町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第3、議案第11号請負契約の変更について（町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第12号財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の株式の無償譲渡ということではありますが、現時点で株式の状態といいますか、実質既に債務超過の状態にはなっているわけですけども、ほかの吉賀町以外のところの出資者の動向、これについて、分かる範囲で御説明願います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

取締役会のほうで、このことについて話合いのほうをしております。各個人の方もおられますが、この無償譲渡の方向でいこうという話は、そのときにしておるところです。各機関で、それじゃ最終決定をしておるかという、そこのところの最終的な結論については、まだお聞きをしていないところですが、残られる方以外については無償譲渡という方向でいこうという話になっておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） ちょっと確認のためにお聞きしますが、一応取締役は2名、3名ですか。それで、取締役会と株主総会、その取締役の中にはほとんどの株主が入っているというんですか、ちょっとそこの辺確認させてください。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

取締役につきましては8人でございます。それに監査役がおるということで、役員とすれば9人ということになっております。（「聞こえません」と呼ぶ者あり）すみません。株主については個人の方も含めて12名ということですよ。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 傍聴人の方におつなぎします。傍聴席での私語は禁止です。やめてください。

ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第12号財産の無償譲渡についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。ちょっと休憩します。

午前9時15分休憩

.....

午前9時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第5. 議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第13号吉賀町議会議員及び吉賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第5、議案第13号吉賀町議会議員及び吉賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第6. 議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第14号吉賀町教育振興計画策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第14号吉賀町教育振興計画策定委員会設置条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7. 議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第15号吉賀町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第15号吉賀町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 16 号

○議長（安永 友行君） 日程第 8、議案第 16 号吉賀町まちづくり委員会条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） この委員会の人数ですが、20 人以内ということですが、本当は、先ほどの教育委員会のほうの委員会の委員もちよっと関係することがあったんですが、これの 20 人に対する女性の参画が、今現在、そういったことが言われておりますが、そういったことについて、女性の参画についての割合等、そういったことは検討されておられるかどうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） このまちづくり委員会条例に関しまして、報告させていただきます。

まちづくり委員会条例の前身でありますまちづくり総合戦略を策定しました吉賀町総合戦略推進委員会の例を基に回答させていただきますと、まず委員の選定に当たりましては関係団体、よく産官学金労言と言われますけど、いわゆる産業界、労働団体、金融機関等に推薦の依頼をしたいと考えております。

その推薦を依頼するときには、先ほど 1 番議員おっしゃられた女性の参画についてということで、配慮をお願いしますというのを付け添えて団体から推薦していただきますが、目標値というのを条例では定めておりませんので、そのような配慮をしたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） ということは、数値という目標は別に掲げていないと、女性の参画の委員の数には掲げていないという解釈でよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） ちょっと私のほうからお答えをさせていただきます。

このまちづくり委員会をはじめ、町のほう、様々な委員会のほうの設置をさせていただいておるところです。全体として、その男女の構成割合というようなことで申し上げますと、要は 50%、要するに半分を女性委員という、同率の目標というか、そうした目安は設けておるところです。

ただ、それが守られなければならないというか、そうしたところまでは決めてはおりませんけれども、そうしたことを心がけながら委員選定、委員委嘱、委員任命を行っておるとい、こう

いう状況でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第16号吉賀町まちづくり委員会条例の全部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第17号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第9、議案第17号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第18号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第18号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第19号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第19号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第12. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第20号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第20号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第21号吉賀町小規模保育所条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第13、議案第21号吉賀町小規模保育所条例を廃止する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第22号吉賀町地域間交流拠点施設条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） これは初日に説明があったと思うんですけど、ちょっと欠席をしましたのでお伺いします。

5番目の議会議決がありますが、6月と想定してよろしいのでしょうか、それと3番の公募がありますが、この方法としてはプロポーザル方式でやられるのかどうかということをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えいたします。

議会議決についてでございますが、最短、一番早くてという形になるかと思っておりますので、6月に限ってはないかと思っておりますが、できれば6月議会にかけたいというふうに思っております。

それから、公募の方法でございますが、プロポーザル方式による選定で、相手先の決定をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この施設は、旧柿木村の村民にとっては大変思いがある施設であらうかと思っておりますので、公募する範囲は、町内、町外、どの辺を想定されていますか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えいたします。

公募の対象につきましては、町内の法人または個人というところで公募の対象としたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この施設を廃止して民間に譲渡するということですが、譲渡を受けたものがしばらくしてこれを解体するとかいうようなことになったら困ると思うんですが、その辺りについてはどのような縛りかなんかつけておられますか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えいたします。

譲渡先については、使用しなくなった場合には解体をして、更地にした上で、土地のほうを返却していただくという内容で公募をかける予定でございますので、譲渡先が使用しなくなった場合には解体をして、更地にして返していただくという形になりますので、数か月で解体ということはないと思いますけども、長年使っていただいて、早急に解体されることがないことを希望しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今、解体して土地を返却するということですが、別の個人なり機関がその後使いたいからということで、譲渡してくれという場合にはどうなりますか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 公募をする段階で、転売については禁止をするという縛りかけた上で公募をかけるということでございます。用途を同じくして、どなたかに引き継ぐということでございましたら有効利用が図られるかと思っておりますので、その際は町に対して相談をいただいた上で変更ということもあり得るかもしれませんが、現在のところでは考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 既に町の施設でも、使っていた方が出てしまったというようなところもあります。譲渡先の方がそのようなことがないことを願うんですけども、仮にそのような、置いてさようならされたときのことは、何らかの想定はされておられますか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 現在のところ想定をしてはいないというところでございますが、応募される理由とか、あと収支計画とか、使用計画がしっかりしたところへ譲渡をするという前提で話をさせていただいております。

それから、町内の方にとということでございますので、その心配はしていないというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 譲渡の契約の際、その条文の中に違約金という文言が多分入っていると思うんですけど、その内容をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えいたします。

今想定をされております契約の中身の中に違約金の文言を入れる予定は、今のところございません。また、今から公募条件なり決定をする上で、ちょっと検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この施設を譲渡して、譲渡者が土地の賃料を支払うということになると思うんですが、この賃料の支払いが滞った場合というのはどのようなことを考えておられるか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 賃料の滞納につきましては、税（料）等の滞納整理と同様に、取立てといたしましょうか、催促をした上で、債権共同徴収委員会とも共同しながら、回収する努力が必要だというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第14、議案第22号吉賀町地域間交流拠点施設条例を廃止する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第23号令和3年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 令和3年度で配水管の工事を、木部谷地区を行うという説明がありました。それで大体木部谷地区は、再布設で終わるといふ形と思つてよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

布設替えの工事でございますけれども、令和3年度で完了はいたしません。計画的には、令和4年度で完了するように計画をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第23号令和3年度吉賀町水道事業会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第24号令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、議案第24号令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を採決します。本案は

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第17. 議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第25号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、議案第25号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第26号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 予算書8ページの検診委託料が100名分、それから人間ドック助成が26名分と聞いておりますが、この後期高齢者医療保険の対象者というんですか、人数は何人か、分かれば教えてください。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療ですので、75歳以上の方ということになってまいりまして、令和2年12月

末現在の数字でございますけれども、実際対象となられる方については1,563人おられます。

ただ、実際後期高齢の方ですので、何らかの形で医療機関等々にかかられている方が大半であるというところから、そういった治療を通じて定期的な血液検査などはされておるといふところから、実際に検診を受けていただく方については、今回計上させていただいております対象者の予算で対応できるのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第18、議案第26号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第19、議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第27号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 介護保険の状況ですけれども、国のほうの介護保険についての改正等によりまして、本年の8月1日から食費とか居住費、低所得者に対する補足給付というのが今あるんですけれども、その補足給付の状況が少なくなると、特に所得段階で第3段階の方の場合、第3段階をまた2つに分けて補足給付を少なくするということは、利用者の負担が増えるということにつながるわけですけれども、その点について詳細な説明をお願いしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員の御指摘をいただきましたのは、予算書で言いますと、15ページの保険給付費の

特定入所者介護サービス等費の目で言いますと、特定入所者介護サービス費の部分に関係してまいる部分ではなかろうかというふうに思っております。

前年度の当初予算等の比較をさせていただきますと、1,186万5,000円減額の予算内容となっておるところでございます。こちらにつきましては、先ほど議員のほうから御指摘がありましたとおり、いわゆる施設入所者等の補足給付の部分、ホテルコスト、部屋代でありますとか、あるいは食事の部分、こちらのほうが従来制度でございますと、介護保険、1段階から9段階までの保険料区分があるわけでございますけれども、低所得者というふうに区分させていただきますのが3段階以下の方というふうになってまいるところでございます。

こちらの部分、制度始まった当初につきましては、実際その段階に該当する方々の生活保護の受給状況であったり、あるいは住民税等々の課税状況、年金の収入状況によってのみで、いわゆる補足給付、部屋代でありますとか、食事に係る部分への補足的な給付があったというものでございます。

そちらのほうがかたしか第6期計画ではなかったかと思うんですけれども、そちらのところから、いわゆる現状の課税状況や年金収入だけではなくて、その方が持っている資産についても調査をさせていただいて補足給付の対象になるかどうかというようなところの制度が導入されてまいりました。

その部分の預貯金等の基準額については、お一人の場合が1,000万円あるかどうかというようなところが基準となっております。つまり、現在、町民税等々が非課税であっても、いわゆる現役時代にある程度、一定程度の収入等々があられて、預貯金等が1,000万円以上ある方については、こちらの補足給付の対象にはなっていないというようなものでございます。

このたびの法改正によりまして、第8期の計画期間中からでございますけれども、こちらのほうがさらに細分化をされてきたというところでございます。簡単に申しますと、預貯金の基準額、これまで1,000万円であったものが第3段階については2つに区分がされまして、世帯全員が、いわゆる町民税が非課税かつ本人さんの年金収入が120万円以上あるか、80万円を超えて120万円以下であるかというようなところの第3段階が2つの区分に分かれました。

それに伴いまして、調査させていただきます預貯金部分、こちらのほうにつきましても、第3段階のいわゆる年金収入が120万円以上ある方については預貯金が500万円以下であるということと、それから第3段階のもう一つ区分ができました年金が80万円を超えて120万円以下である方については、これは預貯金が550万円以下である方、それから第2段階の方につきましては、住民税が非課税かつ本人さんの年金が80万円以下、こちらの方についても、預貯金の部分につきましては650万円以下でなければ該当にならないということになりますので、これまでの1,000万円の基準額から大きく引下げになったのではないかなというふうに思っ

ております。

そういった部分を積み上げさせていただきまして、これまで実際施設入所者の施設サービスを利用される方が多かったというようなところもありまして、こちらの部分、給付の増加が続いておりましたけれども、今回の改正によりまして、そういった部分のところを積み上げさせていただきまして、昨年度当初予算ベースと比較いたしまして1,186万円ぐらいの総額で減少になるだろうというようなところを見込ませていただいて、今回の当初予算を計上させていただいたものでございます。

すみません。ちょっと御質問の趣旨等々に十分答弁ができていくかどうかということがありますので、もし答弁漏れ等ございましたら、また御指摘のほうをいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。実際に今の介護保険制度の、私から言えば改悪ですけども、もともと平成17年のときの介護保険法の改正のときに利用者さんの食費とか居住費というのは、保険給付の対象であったものがなくなってきた。そして、先ほど現在の部分で説明いただきましたけども、そのようになってきた。

なお、今回というか、今年の8月1日からは、食費等が十分な資産があるとは思えない方からも、第3段階の後半の人であったら日額650円を1,300円にするとか、食費ですけども、このようになってきているんですけども、町長にお伺いします。こういうような介護保険制度のあり方について、町長の負担増に対する御見解をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 介護保険に関わる答弁をとということでございますが、これは国の制度でございまして、その中で運用していくということでございます。吉賀町といたしましては、とにかく一番大事なのは住民の皆さんの介護保険料が増額しないようにということが第一でございまして、今、第7期が終わろうとしておりまして、4月からは第8期に入るとことでございますが、基準の6,600円を当初は、本当1年前までは、これ7,000円台ぐらいまで上がるんじゃないかということで、本当に重たい覚悟を持っておりました。

そうした中で、年度途中でございましたが、急遽、筒井孝子先生はじめ、SIMのメンバーの方に適正化に向けての業務委託をさせていただいて、職員も頑張りましたが、本当に著名な先生方の御指導をいただきながら、短期間で本当に、今のところですが、成果を見ることができていると思います。どうにか8期のところを現在の基準額の6,600円で抑えることができました。

ただ、問題は、この8期の3年間で、それがしっかり担保できるかということは、まさに今からでございますので、国の制度の中でやるシステムでございますから、これはなかなか我々一つの自治体で声を上げてということは難しいことがあるわけでございますが、これは国に対しては

町村会とか、いろいろな団体がありますので、そうした場面を通じて、要望が必要な場合は、ほかの首長さんと一緒になって声を届けていきたいと思えます。

一方では、吉賀町では、先ほど申し上げましたが、現場のところをしっかりと見させていただいて、第8期で6,600円でスタートいたしますが、これが第9期に向けてしっかりと、また高額なアップにならないように頑張っていきたいと、こういう思いでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 11ページですが、3の地域密着型介護サービス給付費で、昨年より1,343万8,000円の増額となっております。この増額の理由も先般の説明で、在宅サービスを希望される方が多いということ、増加傾向にあるためというような説明であったかと思いますが、地域密着型介護サービスというのは、ユニットの施設ではないかと思うんですが、間違いないでしょうか。

それで、施設というと、みろく苑、あるいはとびのこ苑、それから津和野町にも、錦町と言っちゃいけないかしら、岩国市のほうにもありますけれど、そういうところ、今町内の地域密着型の施設は、ほとんど満床なんですよね。入る余裕がないと思うんですが、満床のところに入るところがないのにこれが増えるというのがどういうことになるのかなと、結局、錦町とか、津和野町のほうに行かれるのであれば、これが増えるのは当然かと思うんですが、その辺のことをちょっとお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

基本的に介護サービス費、いわゆる認定を受けた場合に、全国どちらの介護施設でも利用できる施設部分と、いわゆる地域密着型と申しまして、その保険者の所管するエリアの施設に限定されるサービスと二通りございまして、ただいま議員おっしゃられました、このたび1,343万8,000円増えております地域密着型介護サービス給付費、こちらにつきましては、町内で申しますと、七日市のデイサービスであったり、あるいは朝倉にありますグループホーム、こういった部分が該当になってくるというところでございます。

ですから、特養等々にも地域密着型のユニット型はあるんですけども、そちらのほうにつきましては、中段のほうにあります施設の介護サービス給付費、こちらのほうに含まれてくるというふうに区分がされておるところでございます。

そういったところで、地域密着型介護サービス費の部分につきましては、いわゆる施設サービスの部分の利用者が今後ダウンサイジングや、あるいは在宅サービスの利用希望者が多いというようなところから、第8期に向けては、そちらのほうの在宅サービスのほうにウエートを移していかなければならないというようなところから、10ページのほうにございます居宅介護サービ

ス費のほうで、こちらも2,807万4,000円増額をさせていただいておりますし、同様に地域密着型の居宅サービスであります七日市のデイでありますとか、あるいは朝倉等々、グループホームへの通所型の通所介護、こういった部分についても、今後増えてくるだろうというようなところから、このような予算編成の金額となっておりますというものでございまして、ですから地域密着型、基本的に先ほど言いましたとおり、保険者のエリア内での利用ということになりますので、仮に、例えば町外にも地域密着型はあるんですけれども、そちらのほうの利用については、原則的にはできないといえますか、この中には見込んでいないというような状況となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっと今の部分で、在宅介護サービスの関係でお聞きいたします。

施設から介護ということについては理解をするわけですが、介護する側がそれだけの体力がないと、なかなかできない。そういうときに、いわゆる24時間対応が現在は人的な余力のない、需要のほうも十分つかめていないということでできないんですが、実際に今の家の者で見切れない場合に対応する方策を今後の中でどのように検討されていくか、それがあって安心した在宅介護ということにつながると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

まさに御指摘のとおりであろうというふうに思っております。吉賀町、これまでの給付の実態等々を見る中で、在宅での介護力、いわゆるサービスを使いつつも御家族の御負担になる部分、あるいは対応できない部分等々というのが多分にあったのではないかなというところから、町内はもとより、町外の施設のほうの利用がこのところ伸びてきているのではないかなというふうに思っておりますのでございます。

そういったところで、給付については上昇を続けておりまして、この部分の適正化を図っていくというところから、他の自治体との比較も、保険者との比較もあるわけなんですけれども、吉賀町においては施設数が多いというところ、ここをダウンサイジングによって適正なものにしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

それと、本来サービス利用者の方々のニーズとすれば、8割の方が在宅での生活を希望されているというところ、この傾向は、恐らくこれまでもずっとだったんだろうと思いますけれども、御家庭の事情等々によって施設利用を余儀なくされていた部分もあろうかというふうに思っておりますので、第8期については、現状の居宅サービス料については、現状のままでは対応は難し

いというふうに思っておりますので、今後施設のダウンサイジングに伴う部分の受皿的なところを居宅の介護サービス、いかに充実していくかというようなところが求められてくるというふうに思っております。

そういったところで、関連します社会福祉協議会のところで、現状部分よりも、特に24時間であったり夜間対応というようなところのサービスが求められてくると思いますので、そういった部分については、訪問介護、看護、それからもしくは、例えば小規模多機能なり、そういった部分での夜間対応ができるような居宅介護サービス、こちらのほうの検討を8期期間中の中で整備をしていき、利用者の皆様方のニーズに対応できるような形の整備をし、給付の適正化であったり、保険料の高騰の抑制等々を図ってまいりたいと、その部分を吉賀町といたしましては、筒井教授等々、また御指導を引き続き受けながら整備をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第27号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をしました。

ここで10分間休憩します。

午前10時13分休憩

.....

午前10時23分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第20、議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第28号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第20、議案第28号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第21、議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第29号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 予算書の9ページになるかと思いますが、ここで停電時等に対応するエンジンポンプ2台の購入ということで説明をいただいております。以前は実際に停電したときに業者さんに動力の供給できる発電機のお借りをして対応したりとかいうこともされていましたが、今後において業者さんからの発電機等を借りるということに対しての考え方についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃいましたとおりに、今後の対応につきましては購入させていただく機材を使って直接対応したいというふうに考えております。

ただ、全体的な部分につきましては、機材が回らないということも想定はされます。

今回この冬のときにも停電騒ぎがございまして、これまでの教訓でもございましたけれども、大きな発電機を使用してマンホールポンプを動かさなければならないという事態は発生すると思います。それに併せまして、ソケットと申しまししょうか、接続するためのケーブル、それを実際

これまでは業者さんのほうにお願いをして、借りてきた大きな発電機を接続する作業がございました。

しかしながら、迅速に対応しなきゃならないということで、町長からの御指摘もありまして、ケーブルの作成をしまして、直接コンセントと、それから分電盤に接続することができる、そういった作業が簡単にできるようになりましたので、時短のことにもなろうかと思っておりますので、そういった作業で、足りないところにつきましては作業したい、つまりは今後も発電機を借りる場合がございますが、それにつきましてはそういった迅速な対応ができるようにしたい、それから今言いましたように、マンホールポンプを使用する場合には時間との勝負になってまいりますので、この分については購入させていただくエンジンで対応したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そうしますと、業者さんの発電機もお借りをするということに今なっていますということですが、業者によっては日々の点検を怠っている業者さんもございます。そういう点から、何かのときには出てくれという要請と併せて機器の整備に関して、町として支援するとかいうようなことを今後検討される余地があるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

機材の状況につきましては、今後検討したいというのが今の考えでございます。といたしますのは、発電機につきましてはかなり需要が高いようでございまして、各業者さん、手持ちのものがあるんだけど、提供できないというパターンのほうが多うございまして、緊急のときには空いていますか、という話はさせていただくことが多うございしますが、あまり整備をしていないので使えるかどうか分からないという回答が返ってきたことがございませぬので、それについては、また今後全体の機材の状況、つまりはある状況を確認させていただきながら、そのときに使用度等も確認をさせていただくというふうな方法で、全体的な量の状況等も調べてみたいなと思っております。

今現在対応しておりますのは、リストによります業者さんをお願いをして、駄目な場合には益田から引っ張ってくるというのが常になっておりまして、全個数量の調査をかけておりませぬので、そういった部分についても、今後ちょっと検討していきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この下水道ですが、加入者はその後増えたのかどうなのか、それで加入者を増やす努力はどのようにしているのかをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 加入者でございますが、昨年の2月のところで申しますと、接続戸数が711戸でございました。令和2年度の3月時点の数字で申しますと724、前年度が711でございまして、今年度が724という、大体同時期現在での数字ということでございまして、13戸の接続があったということでございます。率にいたしましては54.9%、約55%ということで、七日市地区のエリアも入ってまいりましたので、全体的には少し低いという数字になっています。

接続のお願い等でございますけれども、毎回同じ回答で大変申し訳ございませんけれども、広報のコラム等へ記事を載せさせていただいているという状況です。

ただし、コラムの内容につきましても、日々工夫を凝らしまして、下水道だけの内容ではございません。水道全体の上水道、下水道併せまして、いろんな記事を載せさせていただいているような内容でございまして、そういったところで創意工夫をしながら、水道に興味を持っていただきながら、下水道の加入を促進できればというふうに思っております。

それから、毎回回答をして実現できませんけれども、イベント等におきましては、そうしたブースを一つ設けて、下水の振興を図ったり、それからまたある例では学校での出前授業等もやらせていただいたりもするわけでございまして、そういったものも通じながら、下水に関心を持っていただきながら加入促進を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の加入促進についてですけれども、最近、私の知人のところでも、高齢の方なんですけれども、単独槽のところ、生活排水は畑のほうに流すような状況だったんですけども、このまんまでいいんやろうとかいうふうにいろいろその方考えられたという中で、下水に加入をしようかというふうに言っておられる方もいますし、うちの近所、下水が通っていないんですけども、本当に高齢の方が合併浄化槽の設置ということをされることもありますから、積極的に相談とか、アウトリーチじゃないんですけども、可能な範囲で、対象を絞りながら1つずつ潰すという、ちょっと地道な活動になるんですけども、そういうところに実際には労力が割けるか、その労力のことについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

労力を割けるかと言われますと、これも仕事でございまして、ひとつ目標を持って頑張っていきたいと思っております。いろんな条件がございまして、造りたいんだけど、出したんだけど、排水のところがないというところもあります。経済常任委員会のほうでも検討させていただいておるところでございまして、こちらとしても検討しているところでございまして、そう

いった部分につきましても、いい方向で検討していきたいと思ひますし、接続加入の増加を図っていくということは、やはり我々の使命でございますので、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 8ページの地方公営企業法適用化事業費、これは令和5年度までを目途にしてということですが、これは今、委託料システム化ということですが、単年度のみ事業費なのか、それとも今から継続して、5年度までに総額が幾らかかるとかいうのが分かれば教えてください。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

令和2年度から4年度までの金額ということで、合計いたしますと、約1,000万円強のお金、約1,060万円ぐらいでしょうか、ちょっと足し算がすぐできませんのですが、その部分のお金がかかってまいりまして、今年分につきましては403万8,800円、これは下水道と、それから農業集落排水で案分をいたしまして、8対2の割合で下水道のほうに計上、それから8対2の割合で農業集落排水事業のほうに計上ということで、同じ下水といひましようか、部類でございますので、併せて公営企業の拡大について検討していくということにしているものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） ということは、1,366万4,000円の事業費というのは、今年度のみということで、ほいじゃ5年度までには、またそれにさつき言われた一千何万円も足して2,000万円とか3,000万円とかいう事業はかかるということですね。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 議員のおっしゃるとおりでございます、この分につきましてはアドバイザー業務ということになってまいります。それから、システムの購入費等もかかってまいりますので、合わせましてここで計上しておりますのは1,358万6,000円ということに入れておりますけれども、今言わせていただきました分につきましては、アドバイザーの業務ということでの公営企業拡大についてのアドバイス内容ということになっております。

以上でございます。（発言する者あり）はい、そうでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第21、議案第29号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第22. 議案第30号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第30号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第22、議案第30号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案どおり可決いたしました。

日程第23. 議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第31号令和3年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

昨日の一般会計の質疑についての答弁の保留がありますので、それを先に報告させていただきます。

まず、シイタケ生産者の菌床でしょうが、数についてと狩猟免許の対象者の数等を山本産業課長のほうから報告をいただきます。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、昨日の答弁の残りをさせていただきます。

まず初めに、菌床シイタケの生産者の数ですが、これについて確認をしてみました。昨日、私のほうは12か11名だというようなお答えをしましたが、議員が言われるとおり、令和2年度の夏菌でやられた方が2人、冬菌が7人と、ただ、2人の方、夏も冬もやった方がお二人おられますので、実質の生産者は7人ということになろうかというふうに思っております。ちなみに、平成31年度が13人ということでございました。

それから、もう一つ、4番議員の狩猟免許の取得促進事業の補助金でございます。

これにつきましては、狩猟免許のほうは取得を初めてする方への補助と、それから更新をするときの補助があるんですが、私、ちょっと勘違いしておるところもありましたが、更新をするときには、猟銃なんか、いわゆる銃、その免許に関するものしか対象にならないんですが、初めに狩猟免許を取得する者は、箱わなであれ銃であれ、これは全て、その免許種類に関係なしに対象になるということでございましたので、これは修正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 以上で、昨日の答弁については報告をいただきましたので、本案についても質疑が保留してあります。これよりこれを許し、質疑を行います。

なお、昨日は款ごとに分けておりましたが、今日は一般会計全体での質疑にしますので、ページ番号等を示してから質疑をお願いします。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 予算書の79ページ、右側の番号で002林業総務費の第三セクター整理交付金4,700万円ということで上がっておりますので、全員協議会等で説明された部分で、今のシイタケ関連事業の分については、直営でということ御説明をいただいています。

今、菌床を作るのに使っている培養のハウスとか、それとシイタケ生産のハウスが今のエポックが使っている分であるわけですが、このハウスの所有者ごと、所有者といいますのは、エポック、それと町、それぞれ所有者ごとの棟数、それと立てているところの土地をお借りしているんですけども、その地権者との契約で、エポックが事業から撤退をすることによってどのような問題が生じるか、またハウス等処分の方法、これはちょっと今回の議会、定例会の一般質問で通告をできていなかった分ではありますが、その点、ちょっと数が多くなりましたが、どのようになっているか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

このパイプハウスの数でございますが、エポックかきのきむら、こちらが所有をしておるパイプハウスが4棟でございます。その4棟のうち、1棟につきましては、1月の雪害によって倒壊しましたので、これについては処分をしておるところです。ですから、残り3棟ということになります。この3棟については、一応売却ということを予定、会社のほうはしておられました。

ただ、売却でなくって、それじゃその施設を利用してということになれば、これは、土地につきましては町の土地の上に造られておりますので、町との何らかの契約をして、適正な対価を頂いて、そのハウスを維持するという方法はあろうかというふうに考えております。

それから、もう一つ、菌床関係では、町が所有をしておるパイプハウスがあります。これは17棟ございました。

ただし、これもこのたびの雪害によりまして、2棟が全壊して、一部損壊が4棟ございました。そういう状況で、実質使える棟数は減っておりますが、そういう状況です。

今までのお話の中でもさせていただきましたが、一応新たな指定管理者の募集、これをまずはしていかなといけんだらうということがあります。その募集をこの菌床施設の関連につきましては、まずはやりたいというふうに考えておるところでございます。

一応募集をしても応募がなかったという場合には、指定管理ではない、新たな利用方法を検討していく必要があると思っております。その菌床製造として使えないと判断した場合には、その培養施設として設置しておりますパイプハウスにつきましては、民有地を町のほうがお借りしているわけですから、そこはパイプハウスを撤去して返却をしなければならないということもございますので、その際につきましては、再利用が可能なパイプハウスについては町内の農業者の方等に払下げをするなど、有効な策をやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

続いて、今、菌床シイタケの選別に使っておりますところ、これも今度、今民営化ということになると、どのような管理になるのかということについてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

生シイタケの選別機と集中施設の管理、使用ですが、これについては、取りあえずは町が直営で維持管理を行うということにしております。施設の設置目的でございます菌床シイタケの集出荷、こちらを行うということが前提となりますので、引き続きシイタケ生産者の方がその施設を使用したいという御希望があれば、これにつきましては無償で使用していただくかなというふうに考えておるところでございます。

そのシイタケを出荷する前に、一時的に保管をする冷凍室のようなところがあるんですが、その施設につきましても、同様にしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そうしますと、現在は施設の選別するところに生産者の方は持ち込まれて、あとエポックの方、選別をして出荷までの作業をされているというふうに思いますが、この出荷作業まではどういう形態になると見込んでいるのか、またそういう点について生産者組合のほうとの協議の状況についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

先ほど申しましたが、組合さんのほうとも、あそこの選別機、ここを使っただかくのはいいですよという話をさせていただいております。実際その選別機を使うときには、その選別作業とか、出荷、これはおのおの生産者でやっていただくこととなりますということにつきましても申し上げておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の答弁ですけど、結局3月いっぱい、もう少ししかないわけですね。その中で、今まで菌床シイタケを奨励しといて、もうやめるから自分たちで今度はそこを運営しなさいというのは、それは行政としてあまりにも無責任じゃないですか、こういう姿勢がですね。きのこの里づくりで県の事業を入れて、随分県にもお世話になつとるわけですよ、この事業では。

しかし、吉賀町は、結局この事業から撤退するときに、県に何にも相談もかけていないじゃないですか。もうちょっと弱い立場にある人の、生産者をどうにかするという方策は、3月いっばいでやめるから、そんじゃ自分たちでやりなさいちゅうのは、いかにもそれは行政としての姿勢じゃないと思いますけど、どうなんですか、もう考えられんのですか、それ以外に。

それと、先ほど11番議員の質問にもありましたが、その中で、指定管理を導入するというような答えがありましたけど、今までエポックは、公の施設を管理しながら、指定管理料は全然もらっていませんよね。今度はどうなるんですか、もし菌床工場とか、公の施設を指定管理に出したときに、町は、指定管理料を払うんですか、どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

庭田議員のほうから、県のほうには相談をしていないのではないかということがありましたが、

県のほうとも、これはちゃんと話をして進めておりますので、そのことははっきり言わせていただきます。

それから、いわゆる選別機があるあその場所のことですが、これにつきましても、生産者組合の方と話をして、それじゃあの選別機のラインを使ってやったほうがいいのか、それか自分たちも今までのようなパックに詰めるんじゃないくて、できたシイタケを袋詰めをして出荷すると、そっちのほうがいいという方も生産者の中におられました。

ですから、あのラインは使わないという可能性もございます。投げ出したとか、そういうことじゃなくて、確かにお手伝いはできませんが、ラインを使える、その道は残しておいたわけでございます。あそこは今度、今までみたいにシールを貼ったり、そういう作業は、今度は必要なくなるわけです。エポックが出すんじゃないので、本当に選別をするだけになりますので、ですから御家庭でやられたほうがそれはいいという農家の方がおられましたが、それは事実だろうと思います。

ですから、もう少しその辺については、組合の方とも、今からどうするかという辺につきましては話をさせてもらいたいというふうに、それは思っております。

それから、指定管理の募集、これも一応出そうというふうに思っておりますが、それについて、それじゃ指定管理料をどうするかという辺については、今検討はしておりません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の御答弁の中で、選別機の利用等についての話をしたいということでもあります。市場との関係でいくと、共同選果ということによって市場との信頼を得ることが出来ます。今2.5キロの菌床でやることによって、非常にいいシイタケができてきている、そういうところから考えても、単価が安いからというて今離れておられる生産者をもう一遍呼び戻す、そして吉賀町のシイタケの事業全体をどう引き上げるかという視点を持って、ぜひ組合のほうとも御相談を願いたい。なおかつもっと、今設備をして組合に入っておられない生産者もおられます。

一緒になってできるようなことをぜひ役場のほうからも組合に働きかけていただいて、年間と言うたら、もともとは5,000万円以上の売上げをやっていた事業です。東京のほうの市場を見ると、価格がそんなに下がっていない。東京に出せという意味ではありませんけれども、安定した商品を作って出すことによって、価格の安定も落ち着いてできる、そういうものもありますので、もっと積極的に町内産業をつくる、そういう点で生産者組合の役割も非常に高いと思いますので、積極的に提案をされることをちょっと要請をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 議員が言われることは分かります。

ただし、共同選果してまとめて出荷すると、このメリットというのはございます。ただし、今の組合さんの中でも、自分で、自分の思うところに売りたいという方がおられるのも、これは事実なんですよ。

ですから、いろいろな考えの方がおられますが、ただ、それと生産者の方も、先ほど言ったように7人に減られております。

ただ、吉賀町にとって一つの大きな産業でございました。出荷者を今から増やすということも必要なんだろうが、生産することに設備投資を今から億の金をかけてするというのは難しいと思います。

ただ、生産者の方への支援、どのようなことがあるか分かりませんが、それについては町としてもやっていきたいとは、これは思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 引き続き、エポックかきのきむらのことでお聞きをするんですが、これは定例会の参考資料のほうで96ページにございまして、資料請求もさせてもらった分のほうにあるんですが、96ページの主な事業概要のうちの農業振興総務費、その中に地産地消推進事業費というものが含まれております。

これについては、今、農業公社さんのほうに事業費として出しています。例えば、サクラマス交流センターに農業公社さんのほうからは偶数月か奇数月か忘れましてけども、要は2か月に一遍ずつ出される。

そして、エポックかきのきむらさんも、農業公社が出さないときに出される、同じところに出す、しかも集荷の作業もされる、そういう点では同じなのに、なぜエポックかきのきむらには、この事業を採用してこなかったのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

ちょっとはっきりした明確な答えは、ようしないかもしれませんが、地産地消の業務委託は、これは農業公社だけにやっているものです。それは当然町内の地産地消を上げていくためということで、特に学校給食とか、そちらのほうに納入をしていこうということが主な目的から始まったことだというふうに思っております。

なぜ農業公社だけなのかということですが、実際学校給食等については、多分当時の柿木地域は昔からやっておられましたので、ほかの組織で、そういうところはあまり必要なかったかもしれないし、六日市のほうでは野菜を集めて、そういう学校給食等へ納入するというようなこと

も必要だったのも一つの要因があるかもしれませんが、なぜ町内で一つだけに委託業務を出したのかということにつきましては、なぜそうしたのかということについては、今の時点では、ちょっと私のほうからは、ようお答えしないということでございます。すみません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 予算書の73ページで、参考資料の97ページで、地域おこし協力隊事業業務委託料816万1,700円、食と農・かきのきむら企業組合へ2名程度配置とありますが、この予算が決まって2名程度という、この辺はどういうふうに考えればいいのかお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

2名程度という書き方はおかしゅうございまして、2名配置でございます。今、1人は有機農業推進ということで配置を昨年開始しておりますが、その方にプラスして、今からちょっと募集をしてみないと、いつから採用できるか分かりませんが、6月から採用できたとして、10か月分の予算を今回計上しております。そのお二人になることで、町内に有機農業、そちらのほう但至少でも広まればということで、この人員のほうを増やしていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 令和元年6月5日の全協でのときに、食と農さんへの必要予算見込額というのがこしらえてありまして、令和2年、3年、4年で、令和4年7月までという一応の予定表だと思っておりました。

それで、今回エポックのこういう民営化、それからコロナのいろんな影響等で、有機農産物の生産や売上げにも多大な影響が出たと思っております。生産者を守る、不安を解消し、生産量と生産者を増やすという観点からと思われましたが、このままさらなる企業組合への拡充をし、継続されるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今の地域おこし協力隊の件につきましては、まさにこの予算の説明資料にありますように、有機農業の推進をしようということで、全町的にということでございます。

この企業組合というよりは、全町的にということ、これが今まで足りなかったということでございますから、今回当初予算、前年度比も470万円が1,000万円になって倍増していますが、これで十分かといえば、当然十分ではないと思いますが、こうした形で、全町を挙げて有機農業のほうにも当然取り組んでいこうと、この姿勢をこうした形で、予算取りをさせていただいて、今お願いをしているということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 参考資料の96ページ、久々に質問するんですが、アンテナショップのことでお伺いしますが、使用料賃借料が410万8,000円で上がっておりますが、エポックさんから食と農・企業組合さんに離れて、なかなか財務状況とか、売上事業が分からないんですが、現在のアンテナショップさんの売上状況とか、財務状況、もし分かれば簡単で結構ですから、ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

これこそ第三セクターでございませんで、はっきりしたところは分かりませんが、産業課としてもお願いをしたあれがありますので、いろいろ情報交換等はさせてもらっております。

その中で、売上自体は、エポックさんがやられたときより増えております。1年目に、30年の9月からでしたか、5,600万円の売上げをたしか計画しておられたと思いますが、その計画に対して7,400万円ぐらいの売上げをされたということですので、かなり頑張っていたなというふうに思っております。

ただし、それじゃ企業組合さんの利益がたくさんあったかと、なかなかそこまでもない、経営状況は厳しい状況だというふうに思っております。それだけ売上げが伸びておりますので、今言われたような生産量は、これは拡大をしていけば、もう少し売上げも上がっていく可能性はあるというふうに思っております。企業組合さんには、いろいろ迷惑かけましたが、本当によく頑張っていたいただいていると感謝しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ということは、エポックさんから企業組合さんのほうに運営が移譲されて、ずっと黒字続きで推移しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） このコロナの関係もありましたが、コロナの関係があまりなくて、かえって人が来ていただいたというお話も聞いております。

ですから、売上げ自体は順調にいったおるところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今のアンテナショップですが、あそこは吉賀町のアンテナショップですよね。私、時々行くんですが、吉賀町の商品を置くスペースは少ないように思うんですが、どっちかいうと、鹿児島県とか、あのほうの商品なんかたくさん置いてありますが、その辺はどのように産業課としては指導というんですか、されとるんですか。吉賀町のアンテナショップのはずなのに、なぜか吉賀町以外の商品が3分の2ぐらい占めとるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

議員が言われるとおり、吉賀町のものだけが並んでおるわけじゃありません。本当は、それは吉賀町のものだけで埋め尽くしたいわけですが、ただ、経営をやっていくためには、それはほかの有機的なものを置いているのは、それは仕方がないというふうに思っております。

ただ、指導等につきましては、指導等はやっておりませんが、初めからあそこの店のほうをお任せするのに吉賀町のをなるべく置いてくださいという話はさせてもらっておりますし、今後お願いのほうはしていこうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 43ページの定住推進施設費でちょっとお伺いするんですけど、お試し住宅で、現在あるんですけど、これが長年やってきているんですけど、現在のところ、中間ではないですが、検証というか、そこら辺のことをしていると思うんですけど、その辺のことをお聞きしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 検証ということでの御質問でございます。

現在の状況について報告させていただきたいと思います。お試し住宅、移住体験滞在施設と申しますが、蔵木に6戸、柿木に3戸、現在用意しているものでございます。

ずっと推移はしているんですが、直近で、元年度使用状況としましては、蔵木が1年間で1世帯、2年度の中途でございますが、2世帯の方が今居住されております。柿木につきましては、元年度が2世帯、2年度が延べで言いますと、5世帯になろうかと思えます。入れ替わりがありますので、5世帯という利用状況となっております。蔵木の状況、議員御存じのとおりと思いますが、ちょっと老朽化が今進んでおりまして、1棟ほど使えないところが出ております。

検証ということでございますが、まだまだニーズがありますので、当面は運用していこうとは考えておるところでございます。緊急のときの入居もできますので、考えております。

ただ、近年といいますか、U・Iターンを希望される方、いろんなことで、逆のニーズ、例えばペットも飼いたいとか、例えば隣の家から離れているところが希望だと、いろんなニーズございますので、マッチングが非常にちょっと近年難しくなってきたかなというところは今感じているところがございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） お試し住宅であって、将来吉賀町に定住するのが目的と思うんですけど、検証というのを今までやってきて、何人ぐらいが吉賀町に残って、ほとんどが出ていか

れたと、よそに行かれたと、そういうことをお聞きするんですけど、悪い言葉ですけど、乗り逃げとか、ただ、吉賀町にいつか住んどって、今度は、次はどこ行こうとか、そういったことがあると思うんですが、そういったことも含めて、そういう理由を聞かれているのかどうか、お願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） まずは、状況でございます。

全ての方について、全て後追いができているかということは、ちょっと今分かりません。把握のしようがございませんので、そこのところはちょっと御理解いただきたいと思います。

直近でお試し住宅を利用して町内へそのまま住まれた方というのがデータでございますので、紹介させていただきます。元年度が4世帯住まれて3世帯の方が一旦は町内へ居住されております。

ただ、その方がその後どうなったかというのは、ちょっと全て把握しておりません。同様に、30年度で言いますと、5世帯のうち5世帯、29年度で言いますと、7世帯のうち3世帯ということで報告させていただきます。あくまでもこれは直近の状況でございます、その後どうなっているか分からないというところが1点と、まずお試し住宅と申しますか、移住体験滞在施設、これを利用される理由につきましては様々でございますので、例えばその目的のとおり、例えば一月住んでみて、様子を見て、出られる方もいらっしゃいますし、先ほど言いましたように、そのまま定住される方もいらっしゃる。理由はそれぞれでございますので、こういう傾向があるというのは、なかなか我々も分析し切れれておりません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 分析なり、理由を聞いていないということなんですけど、やはり町がそういうことをするからには分析、理由とか聞いて、どういった理由があるのか、その辺のことは聞いておく、そして次に参考にするということは必要なことだと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 大変失礼いたしました。理由とか、定住されたとか、また町を離れるという理由を聞いていないというわけではございません。いろんな理由がございまして、統計的にこれが多いとか、これが少ないとかいう傾向は、ちょっと把握し切れないというところで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 時間もかなりたちましたので、ここで10分間休憩します。まだ質疑が

あると思いますので。

午前11時26分休憩

.....

午前11時36分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般会計の当初予算についての質疑続行中です。このまま質疑を続けます。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 参考資料の64ページで、理学療法士によるリハビリ教室というのがあるんですけど、何で理学療法士だけなのか、作業療法士もいろいろ考え方が違うと思うので、そこら辺のことをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

理学療法士によるリハビリ教室委託事業ということでございますが、名称はそのようになっておりますけれども、基本的に議員おっしゃいますように、理学療法士だけでなく作業療法士であったりその他の専門職がおりますので、理学療法士に限定したものではありません。ニーズによっては、作業療法士と必要な人員についても派遣をしていただき、利用ができるような形の対応をしておるところでございますので、理学療法士に限定したものではないということでございますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） そういうことならいいんですけど、ただ、有線でもやっているのは、理学療法士という、受け取り方としては、やはり理学療法士だけかなと思いますので、そこら辺は議会含めて丁寧に説明して、分かるようにお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

御指摘のとおり、利用者の方に周知、十分な説明等々を、今後、十分注意をして図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 予算書では、96ページの建設水道課の002防災総務費、土砂災害警戒区域内住宅補強支援事業費補助金170万円、参考資料では132ページにありますが、土砂災害が発生するおそれがある、いわゆる土砂災害特別警戒区域内といういわゆるレッドゾーンといわれるの区域に居住する住宅所有者に対して住宅補強に要する費用の一部を助成とありますが、一応、レッドゾーンの指定が吉賀町内でもされたと思うんですが、私が把握していないん

ですが、レッドゾーン内に、大体、何戸ぐらいあってというのと、それから、住宅補強するのに、この補助金が、例えば、最高が100万円までとかいろいろあると思うんですが、その辺りのこと。

それからレッドゾーン内に住んでおられる方にその辺の説明をされているのかどうなのかというところをお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 土砂災害特別警戒区域につきましての助成等について、御説明をさせていただきます。

10月の下旬に、吉賀町におきましてもレッドゾーン指定が島根県においてなされました。島根県におきましては、令和2年度において、全県の中でレッドゾーンを決めていくということで進めているところでございます。

そういったしましたところで、まず、レッドゾーンでございますけれども、大変申し訳ない。ちょっと私の手元にレッドゾーンの数字が示したものを用意しておりませんので、数字の正確なところはお答えできませんけれども、360か所ぐらい、たしかあったかと思っています。

その指定につきましては、家のないところについては指定はされておりませんので、基本的には家があるというふうにお考えいただきたいと思います。ただし、家と申しましても建物というものでございますので、守るべきものがあるものについて指定をされているということでございますので、何もなくて危険な箇所があっても、これはレッドゾーンとして指定はされておりません。その辺で御理解いただきたいと思います。

それから、補助の内容でございますけれども、170万円の予算措置をさせていただいております。これは、島根県、それから吉賀町で半分ずつ出し合います。その合計金額が170万円ということで予算措置をさせていただいたものでございまして、1つは、建物の除去に関するものが50万円、これ総額で申し上げます。50万円の補助、それから補強に要する設計、それに関わりますものが10万円、合わせまして10万円の補助、それから補強に要する工事費に対しまして110万円、合わせまして170万円の補助が最大で出るというふうにお考えいただきたいと思います。これを島根県と吉賀町で半分半分で分けます。

という状況になっておりますので、十分な補助の内容にはなってはおりませんが、県の事業の中にのっとりまして、吉賀町としてこの事業を展開していくということにしておりますので、この制度設計をいたしましたのは、島根県というふうにお考えいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） そうしますと、170万円の予算計上をしてあるということは、

今の説明の中でちょっと聞かんにゃいけないのですが最高限度額がそれぞれ、建物が50万円、設計が10万円、工事費が110万円ということで170万円、1戸当たりの最大ということになると思うんですが、これを県と合わせて170万円ということになりますと、令和3年度は、これは2戸分を予定しているということになるわけですか。170万円の計上ということは。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

この事業でございますけれども、まず、吉賀町のほうが支出をいたしまして、その後、島根県のほうに吉賀町から補助申請を出しますので、基本的には1軒分を計上しているということでございます。

じゃあ、何軒ならいいのかということにはなるんですけれども、今後の状況を見ながら、そしてもし必要でございましたら、補正等を考えながら対応してまいりたいと思っております、まずは1軒分の予算措置をさせていただいたというものでございます。

それから、先ほどのところで答弁を漏らしてしまいましたけれども、個々へのアナウンスと申しましょうか、広報の方法でございますけれども、設定がされる前のところで、各公民館を回らせていただきまして説明会を開きました。それから広報等にも、今後、こういったことが、土砂災害特別警戒区域が設定されますという内容のものの広報を出させていただいております。そういったところもございまして、それ以上の個々の案内ということはありません。

ただ、各公民館にこの資料が備えつけてございますので、もし気になる場所、気になる方等は、つきましては、公民館等で直接自分の目で見ていただくとか、それから4月になりましたら、島根県のホームページのほうで、土砂災害の特別警戒区域については地図上で見れるようになっていると思っておりますので、そういった部分でも確認をしていただいたり、そんなことができるようにということで広報にも載せておりますので、広報のところでもアナウンスをさせていただきましたので、そういったところでの対応をさせていただくという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の住民への周知ということですが、公民館に知らせてあるからとか言われても若い人ならその辺りは分かりますが、ある程度、長年住んでおる人にとって、うちがそんなに危ないんかいと、そんなことありやすまあというようなことがあって、レッドゾーンに指定されたと言っても、それは分からないという方も結構あるんじゃないかなと思うんですよ。そのためには、町のほうが積極的に、お宅のところはレッドゾーンになっていますよというようなことを周知する義務というんですか、必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） ちょっと私のほうから説明を加え、回答をさせていただきます。

レッドゾーンの周知という御質問でございますけれども、これ町長の施政方針の中にもあったかなと思います。レッドゾーンを反映した、いわゆるハザードマップというものですけれども、それを4月の下旬に全世帯に配付をするという、こういう予定で今、作業を進めております。恐らくそれが配られれば、御自身の自宅付近を見られるというふうなことになるかと思えます。そうすると、そこがレッド、イエロー、あるいはそうでない、そうした情報もそこに書き込まれておりますので、そうした部分でまず周知ができるかなと思います。

ただ、それだけということにもなりませんので、そのタイミングで併せてまた建設水道課とも協議させていただいて、うまく皆さんに伝わるように何らかの策、例えば、広報、お知らせ版、それからケーブルテレビの放送、手段はまだどれをとということにはなっていないですけれども、そうしたものも併せて住民周知を図っていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 4月下旬ぐらいに配られるということで非常にいいことなんですが、ただ、このレッドゾーンという意味を理解していない方もたくさんおられます、実際に。私も国土交通省にいた時代にも、そういう地域に行って説明しましたが、結構、長年住んでおられる方については、そがんことありやせんというようなことを言って反対されたりしております。そういう経験があるんで言うんですが、とにかく、あなたの家がこういう地域にあるんで危険ですよと、そしてこれを防ぐためにはこういう方法があります。そのためにこれだけの補助をするようにしておりますというような懇切丁寧な説明をそれぞれの家に出していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきたいと思います。

今総務課長が申しましたとおりに、ハザードマップ等新しくなっておりまして、その中にはイエロー、レッドの危険なところが地図上に載っておりますので、そういった部分では確認できようかと思っています。そのタイミングにおきまして、お知らせ版、それからいろんな方法を調べまして、今議員がおっしゃいましたとおりの内容につきまして、何とか周知できるような形で検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 予算書の100ページ、建設工事費で190万円3,000円が計上されておりますが、これは、六日市中学校の3階の特別教室のエアコンの設置工事費ということですが、町内の小中学校のエアコンの設置状況、もう全部終わったのか、それともなかなかついていないのか。

といいますのが、昨日のタブレット端末のときも質問しましたが、やはり町内の小中学生の皆さん、全て同じ条件のもと、同じ平等のもとでの教育を受ける義務がありますので、やはりこの学校のエアコンについてはもう90%設置済みであるが、ここについてはまだ半分もしていないとか、そういうことはなかなか避けなければならないので、町内の小中学校のエアコンの設置状況の進捗状況についてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えいたします。

まず、今回の予算に上げています建設工事費の六日市中学校の特別教室のエアコンの設置なんです。これに関しましては、令和3年度、特別支援学級が、1つ学級数が増えるということで、現在の特別教室を活用して、そちらのほうで新たな支援学級を設置しようということで、エアコンを設置したいということでございます。

それから町内の学校のエアコンの設置の状況ですけど、普通教室につきましては全ての学校で設置が完了しております。特別教室につきましては、設置が済んでいる教室もあれば済んでいない教室もあります。全てを把握していませんが、こちらの特別教室のほうについても、これから設置を進めていかないといけないというふうに考えております。

ただ、経費がかかるものですから、年次的にやっけていかないといけないと思っておりますが、今年度の予算のところ、まず、小学校の特別教室へのエアコンの設置の設計に係る予算を上げさせていただきます。そういった形でまた順次、特別教室へのエアコンの設置ということを検討していただいております。これは、学校順がいいのか、教室順がいいのか、その辺はまた今後検討させていただこうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 96ページの消防費ですが、002の中の防災士資格取得補助金6万6,000円かな。今何人ぐらいね、防災士が町内にいらっしゃるのかということと、これは国家資格じゃないですね、一応。特定非営利法人が認定しておるということですが、そういうものにも資格取得の補助金を出されるということですが、ちょっとその辺を2つ、簡単に教えてください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変申し訳ございませんけれども、今、防災士ということでその資格を取られた方が何人かという人数については今、手元にごいません。ただ、この防災士の連絡協議会というものが今、町で組織をされておまして、ここでもまたちょっと正確な数字を申し上げることができないのであれですけども、あのメンバーの人数からいうと、30名に行くか行かないかのところの協議会のメンバー構成ということになっているかと思っております。というこ

とでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 防災士ということでここに書いてありますけど、人数が分からんにゃ、なぜ聞いたかという、人数が分からんのに何で資格助成をするか、どういうふうに行われるのか。

それと、国家資格じゃない、もう1つ聞きたいのは、民間認定ですね、これは。認定の資格、試験、そういうものにも助成をするのか、これするか出とるんやけど、ほかにもそういうのがあるかと思うんだけどね。例えば、アマチュア無線国家資格か、そういうのをやるのかどうか、これだけに限るのか、防災士だけに限るのか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） どういいますでしょうか、この防災士の資格取得補助金として6万6,000円の予算計上がしてございますけど、これは、あくまでも防災士という資格を取得する、そのときに要した経費を補助させていただくという、こういうことでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと補足をさせていただきますけれども、防災士の活動いろいろあると思うんですけども、やはり災害時の活動であったり、平時の活動であったり、そうしたところで町の防災活動に貢献していただいているということでございまして、その資格に対して助成をしたいというものでございますので、仮に、ほかの民間資格であっても、そういった意味で町のそういった活動に非常に有益であるということであれば、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ここで昼休み休憩とします。午後1時から再開します。休憩します。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を再開します。

議案31号の令和3年度、新年度の一般会計予算の質疑続行中です。引き続き、質疑を行います。質疑はありませんか。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 先ほどの96ページの防災士の補助金6万6,000円、ちょっと聞くことができなかつたんでもう一遍聞くんですが、何人分かということと、それから、これは防災士というのは、まずボランティア活動をされるかと思うんです。町がやっているわけでは

ないと思うんで、その人数ぐらいね、役場としては把握をせんにゃ、それは知りませんじゃおかしいと思う。

それから先ほど言われたけど、これは防災士資格取得補助金ですよという、それはそれ分かつとるけ聞いたんやから、ほかのこと聞いたんですよ。その答弁はおかしかった。それははあしようがない。人数を把握するぐらいの努力、努力というか、これ努力やなしにこれは当たり前じゃないかと思うんで、ちょっとその2つ。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず、6万6,000円の予算計上がしてございます。これですけれども、1人分の予算計上ということになります。1人分です。

それから、大変先ほどは失礼をいたしました。私の回答が大変不十分であったというふうに思っています。この点についてはおわびを申し上げたいというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） ほかにあれば、6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 参考資料の21ページに基金の状況というのがあります。これについて質問したいんですが、今回も令和3年度予算でも基金はある程度取り崩しておりますが、これからの吉賀町も御多分に漏れず少子高齢化になっていくため、歳入もどんどん少なくなっていく方向だと思いますが、この基金を取り崩していったら、もたないんじゃないかなと思っております。その辺で、町としてはこの基金をどのように管理して、どれ位にしていけばいいのか、財政の中期計画ですか、を見てもよく分かりませんので説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 文字どおり基金、言い換えれば、貯金という意味合いになるかと思えます。当然、一定の基金、貯金の額を保持しながら財政運営を行っていかねばならないという前提というか、そうしたことに注意をしまいたいというふうに思っています。

それで、全員協議会でも中期財政計画の内容について御報告といいますか、説明をさせていただいたところであります。当然、その時々々の財政需要によりまして、これが変動を起こすというようなことがございますが、一定の規模間での基金の額というのは、ある意味、緊急の財政出動ということも、具体的にこれがということではないですけれども、緊急的な財政出動ということもあろうかと思っておりますので、そうした意味でも一定の規模の基金を保持していくということが必要となるというふうに思っています。

それから、特に、折々で説明を申し上げます財政に関する指標が幾つかあるというふうに思っています。やはり、それは1つの基準としては、そこの基準、指標、そうしたものを見ながら、いわゆる財政的に危ういというふうにならないように財政運営のほうは行っていかねばならないというふうに思っています。

それから、実際に貯金の部分と、一方では借金の部分もありますので、借金についてもよほど注意して、要するに、公債費の部分になろうかと思えますけれども、それとの関連性もございしますので、そこいら辺も注意をして財政運営を行う。これも先ほど申し上げたとおり、分かりやすい部分でいうと、財政指標に基づいて、ここをきちんと注意して行っていきたいというふうを考えておるといところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 参考資料の99ページ、新規就農者指定確保事業費ですが、今回、新規で農業研修経費等補助金と、農業を推進するための趣旨、目的からすると、手厚い、いい補助金というふうにとれるところもありますが、まずは、これまでの半農半X等3つの継続事業がありますよね。こういった事業を今までやってきて、簡単でいいですけど、どういった成果があったかと、どういった問題点があったかと。そして、この新規事業に関しては、どういった、人材を確保するのは分かっていますけど、それが人材だけでなしに農地の荒廃地を解消させていくとかそういったことも含めまして、どういったことが見込まれますかということ。結局、期間でいいますと、2年のものが3年になったと。かなり手厚い補助金じゃないかなと思いますけど。

ただ、現状に応じてはいろいろそれぞれありますんで、農業に飛びついて、また諦めた人もいるかもしれませんが、そういったことも含めて今の内容で行けば、今まで2年のものが3年に延びたということでメリッ的にはいろいろ考えられますが、デメリッ的にもいろんな面も考えられるんじゃないかと思います。その辺りをちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

今回、新規就農者、これを確保するために、いわゆる研修に関する事業費を厚く予算措置しておるわけですが、新規事業立ち上げたわけですが、これにつきましては、通常ですと産業体験をして、それですぐ半農半Xに移って、それでもう1つは、農業次世代人材育成ですか、その流れで来ておったんですが、ただ産業体験をして、今度は就農というのは時間が短過ぎると、もうちょっと自分の中で営農計画等が立てられた時点で半農半Xへ移っていくというほうが、実際、就農率も高いし、定着率も高かろうというような十分な研修をしていただくということでこの事業をつくらせていただきました。

先ほど3つと言われたのは、産業体験と半農半Xと農業次世代ですよ。

産業体験者数につきましては、これは定住財団のほうがやっておりますんで、はっきり明確な数値は分かりませんが、平成25年から直近ぐらいまでですが、大体、50名ばかり受けられております。

それから半農半X、これは研修と就農というのが2種類あるんですが、それにつきましては

21名の方がその事業を受けております。

それから農業次世代につきましては10名の方が、今やっている方も含めて10名の方です。

実際、産業体験として、吉賀町で産業体験をして、それでよそへ出られる方、それは当然、お試しというところもありますんで、おられます。

ただ、半農半X、次世代につきましては、これは定着率は高いといえますか、病気とか死亡とかそういうものを除きましては、ほぼ100%に近い方が就農をしておられます。

ということは、なかなかすぐ大規模な地域の担い手の中核となるということにはなっておらんと思いますが、ただ、それはやはり時間をかけながら、そういう中核的な人間に育って、地域と農業を守っていただける方が必要だということがありまして、また、そういう人間になっていただけるであろうという期待を持ちまして、こういう事業を設けたわけでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 42ページの定住推進費の社会福祉士等修学資金貸付金について。多分、今年度から新規はないんじゃないかとは思いますが、その辺、現況と状況について詳細をお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、予算資料42ページの定住推進費のうち、社会福祉士等修学資金貸付金でございます。

450万円の予算計上がしてあるかと思えます。資料のほうにもその内容については記載を、資料もありますけど、この内訳、450万円の内訳を申し上げますと、継続で貸付けを行っている方は7名でございます。それから新規ということで3人を見込みまして、450万円の予算計上という、こういう予算の内訳、内容ということで見ていただければと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） ということは、3人見込まれているということは、吉賀町出身の方が、よその学校へ行かれて、その人のための修学資金だというふうに解釈してよろしいですね。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっとページ的にはないものを聞くんですけども、72ページ、73ページ、農業振興費のうちに入るんじゃないかという、入っているかどうか分からないので、その確認をさせてもらうために聞きます。

昨日も農福連携の質問も出ておりました。障がいのある人が今、よしかの里でもいろんな作業にも従事しておられるわけですけども、障がいのある人の場合、特に、やはりその人に合う、

合わないということがいろいろあります。ですから、建物の中でやれる仕事であったり、外でやる仕事であったりとかいうものもあります。

昨日、石西地域農林振興協議会リーダー研修会というのを昨日開いております。ここには、益田市も津和野町も出て、事例発表等もしておられるわけなんですけれども、吉賀町が今のこの予算の中でそういうものに対する出席とか農福連携に関わる部分の予算というのが入っているか、その点について確認させてください。お願いします。

○議長（安永 友行君） 藤升議員、説明員、課長さんに一番この方じゃちゅうところを言うて、課長迷うと思う。

○議員（11番 藤升 正夫君） 申し訳ありません。今は、産業振興の部分でお聞きをしておりますので、産業課長ではあるんですが、まず、予算にそういう部分の予算が入っているか入っていないかということですので、産業課長。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それじゃ、私のほうから答えさせていただきます。

まず、予算的なものです。予算的なものは、今回、当初予算には含まれておりません。

ただ、もう、一昨年ぐらい前からですか、町の産業課、これ農業部門もありますんで、それから保健福祉課、それから社協、そういうところで何か農福連携の事業が進められないかというような会議をもって話をしとるところなんです、実際、それじゃ何をするかというところで実現に至っていないというのが現状でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 予算書の90ページ、参考資料120ページの除雪費についてお尋ねします。

参考資料の除雪費の一番最後に継続で、除雪車両及び除雪車維持取得機器リース料ということで200万円それが計上されておりますが、この説明の中ではGPS機能を使用した維持取得システムより、マップ上で除雪車の位置や運行状況をリアルタイムで把握し、委託業者への確な作業指示が可能となり、効率化による作業時間短縮、住民サービス向上を図りますとあります。これは、この機器、継続ということなら、ずっとこれを使用しているんだろうと思いますが、これは、こういうのがあったにもかかわらず、一般質問で同僚議員が除雪についていろいろ残したところがあったとかいうのが出たんですが、本当にこういうのを活用しているんですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 除雪車両におきましてGPSを活用しているかということでございますけれども、活用を始めたのが3年ぐらい前でございます。大寒波が終わった後ぐらいからの作業のところでGPSを使ってまいりました。その間は非常に雪の量が少のうございま

して、なかなか試すということもできませんでしたが、今回はちょっと引き続き使用しております、今回の大寒波のところでは同じように使用させていただきました。使用したにもかかわらず作業効率が上がっていないのではないかと御質問でございますけれども、ここにつけておりますのが、町の保有いたします除雪車でございまして、その分につきましては、作業効率向上のためにつけました。ドーザ、それからダンプ、それから新しく購入をいたしました乗用の歩道のロータリーの除雪機械、それをつけまして作業の効率化を図りました。

確かに、議員おっしゃいますとおりに、GPSをつけて効率が上がっていないというふうに言われましたけど、実際の作業を地図上で載せることができますので、路線について、ここは除雪が済んである、ここは除雪が済んでいないということはできました。

ただ、それをうまく運用したかといいますと、今後の課題も多く残ったわけでありましてけれども、雪の量ということと、それから町の機械だけということがございましたので、うまく機能していなかったかもしれません。民間の借上げの機械もございまして、民間の借上げのほうで確認することはできませんから、町有の部分のみしかできていないというのは確かにあるわけでございます。ただ、例えば、河山辺りに入って、失礼しました。先に初見河津のほうに入って、長い距離を今どこら辺まで来ていますか、まだ除雪車が届きませんが、今どうなんでしょうかという答えについては、きちんとお答えができる。今金山谷を過ぎたところですよ、そういったところでお答えができます。ただし、それをうまくコーディネートして、A地点からB地点へ動いてくれというような、そういった使い方は、今回、できませんでした。

今回、一般質問のところでも御質問がありましたけれども、なぜ、こうして除雪の状況が悪かったのかという部分につきましては、4つ答えさせていただきましたけれども、1つには機材の故障という問題がございました。そのことによって、ある業者は、広い部分のエリアをカバーしている業者さんが、自分の機械が故障したために町有のほうで応援に回らなければならなかった。もうこれが広くあったということでございまして、その部分につきましては、なかなかうまく機械を融通することができなかったということでございます。

そうはいいましても、なかなか民間の機械全てにおいてつけるということにもなかなかありませんので、今後は町有機械を使いながら、大雪の対策のときにはやはり融通を利かすような形でGPSを活用しながらやっていきたいということでございまして、現在状況をお知らせすることはできましたけれども、GPSを使ってうまく運用していくということは、今回できなかったということは課題に上げられるのではないかと考えています。

今後につきましても、GPSを使った効率のいい除雪を続けていきたいと思っておりますので、そういった部分の運用について今度はきちんとできるような形で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の説明で分かりましたが、民間の持っている除雪機については、それが機器がついていないから把握できていないということなら、せっかくのこういうリースしても宝の持ち腐れじゃないですが、なるんじゃないかなと。ですから、民間の車両にもそういう機器が貸し出せるような施策を取る必要があるんじゃないですか。そうすれば、住民サービスがもっとよくなると思うんですが、そういう方向での金をどんどん使ってほしいと思うんですが。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ありがたい御意見と申しましょうか、やはり、全体の像を浮き彫りにするためには、稼働いたします機械につけるとというのが一番もっともな整備でございますので、貸し出すというよりも我々もリースをしとる機械でございますので、リース数、個数を増やせばできるというふうになります、費用対効果の関係もございまして、今後、そういった状況の中、対応できるように検討を進めてまいりまして、今、議員がおっしゃいますような形のところで検討ができればというふうに思っています。いま少し検討させていただきながら、GPSを活用した効率のいい除雪ができるように検討してまいりたいと思います。御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 参考資料86ページ、予防接種費ですが、現在、この吉賀町内で一番関心のあるのはワクチンの問題だろうと思います。それで、このワクチン、コロナウイルスに対するワクチンの予防接種ですが、これは、ただ、今、こうして体制は整っているが、現時点、いつ本当ワクチンが入ってくるのか、それが一番知りたいのが住民の方だろうと思います。現在における状況をどのように把握されているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

昨日もその部分について御質問がございましたので、ワクチンの状況についてですけれども、まず、県が実施いたします医療従事者向けのワクチン、こちらについては、大体、4月の2週目から3週目ぐらいのところに向けて供給されるという情報が入ってきております。それを受けましてから、六日市病院を中心といたしまして、町内の医療従事者の方々の予防接種をまず実施するという流れとなってまいります。

その後から一般の方々の接種が始まりますが、こちらについては今、町のほうに、県のほうから連絡が入っておりますのが、4月19日のところでファイザー製のワクチンが1箱入ってくるというものでございます。これにつきましては、1箱当たり5回やるという想定でございますと975回分ということですので、昨日申し上げましたとおり、約480人分ぐらいのものになっ

てまいりますので、その人数からまず実施をしていくことにはなろうかとは思いますが、今後の供給量等々がどのように変わってくるのかというところはまだ具体的なものが情報として入ってまいりませんので、先般、全員協議会のほうで説明をさせていただきました5月からの実施に向けたところで体制のほうが確立をしているということでございますけれども、その辺のスケジュールについて、若干のずれが生じて来るのではないかというふうに保健福祉課としては考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですが、ここで事前に配付しておりますが、議案第31号令和3年度一般会計予算に対して、6番、大多和議員ほか3人から、お配りしたように修正の動議が提出されておりますので、したがって、これを本案と合わせて議題といたします。

まず、提出者の説明を求めます。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 議案第31号に係る修正動議を4人で出しておりますので、私が代表してお手元に配付してありますものを読み上げて説明いたします。

令和3年3月17日。

吉賀町議会議長、安永友行様。

発議者、吉賀町議会議員、大多和安一。同じく吉賀町議会議員、桜下善博、同じく吉賀町議会議員、大庭澄人、同じく吉賀町議会議員、三浦浩明。

議案第31号令和3年度吉賀町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙、修正案を添えて提出します。

おめくりください。

議案第31号令和3年度吉賀町一般会計予算に対する修正案。

議案第31号令和3年度吉賀町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中、72億3,040万1,000円を71億8,340万1,000円に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を別紙のように改める。

おめくりください。

別紙、第1表歳入歳出予算、歳入18款の繰入金です。2項基金繰入金6億4,506万

3,000円を4,700万円削除して、5億9,806万3,000円にということで繰入金、6億6,506万3,000円が6億1,806万3,000円に、歳入合計が、72億3,040万1,000円が71億8,340万1,000円に。

歳出です。

6款の農林水産業費2項の林業費1億7,476万5,000円を4,700万円減額して1億2,776万5,000円にということで農林水産業費の6億844万円が5億6,144万円に、歳出合計が、72億3,040万1,000円が71億8,340万1,000円に。

おめくりください。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括歳入の部で、18款繰入金の本年当初予算が、6億6,506万3,000円が6億1,806万3,000円に、比較としまして、2,641万8,000円の減額の今度マイナスになりますが、前年度比較では、マイナスの2,058万2,000円、歳入合計が、72億3,040万1,000円が71億8,340万1,000円、前年度と比較で、3,814万7,000円が2億9,114万7,000円に。

歳出、6款農業産業費の本年度予算額が、6億844万円が5億6,144万円に、それから比較では、8,539万4,000円が3,839万4,000円です。

それで、一般財源の3億7,372万9,000円が、3億2,672万9,000円に。歳出合計が72億3,040万1,000円を71億8,340万1,000円、比較としまして、3億3,814万7,000円が2億9,114万7,000円に、一般財源のところ、46億6,988万7,000円が46億2,288万7,000円。

おめくりください。

歳入の18款繰入金の2項基金繰入金で、財政調整基金繰入金を、3億5,526万5,000円を3億826万5,000円に、比較で8,829万6,000円が4,129万6,000円に、財政調整基金繰入金の節で、金額が3億5,526万5,000円が3億826万5,000円、説明欄の財政調整基金繰入金3億5,526万5,000円が3億826万5,000円。

歳出のほうです。

6款農林水産業費の2項林業費の目1林業総務費の本年度予算額の9,850万6,000円を4,700万円減額した5,150万6,000円に、比較で、4,889万1,000円が189万1,000円に、一般財源の9,723万3,000円が5,023万3,000円、節の区分19、負担金補助及び交付金が、4,996万6,000円が296万6,000円、説明の欄で、産業課の002林業総務費の4,722万9,000円が22万9,000円、それで第三セクター整理交付金4,700万円をゼロ、合計の欄で1億7,476万5,000円を1億2,776万5,000円に、比較欄が、6,544万1,000円が1,844万1,000円、一

般財源が1億3,791万5,000円を9,091万5,000円にするものです。

修正動議の理由を述べます。

吉賀町議会議員の皆さん、議員の職責とは何かを思い出してください。皆さんが約4年前の議会議員の選挙のとき、町民に訴えたことは、町民の声を行政に届けます。町の行政を皆様の代表として監視しますなどと訴えたのではなかったでしょうか。

議員必携には、議員の職責として次のように記述してあります。

議員は住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となる。議員の一言一句はとりもなおさず住民からの声であるというべきであり、議員が表決において投ずる一票は、住民の立場に立っても真剣な一票でなければならない。

また、憲法第15条で、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと定められているように、議員は住民全体の代表者であり、奉仕者であって、これが議員の本質というべきである。そして議会が持つ2つの使命、すなわち、具体的な政策の最終決定と行政運営の批判と監視を完全に達成できるよう、議会の一員として懸命に努力することが議員の職責である。

この項はちょっと長いため、一部略しておりますが、以上のように記述してあります。

○議長（安永 友行君） 大多和議員、大多和議員、なるべく簡潔にしてね。

○議員（6番 大多和安一君） はい。今回、令和3年度一般会計当初予算に対して提出した修正案は、先ほど説明したような状況でございます。要するに、第三セクター整理交付金4,700万円を減ずるものです。

減ずる理由は、第三セクター、株式会社エポックかきのきむらを第三セクターではなくするために整理し、整理時の負債の大部分を町が引き受けるための予算が第三セクター交付金として計上されました。これに反対するものです。総務省が出している第三セクター等の経営健全化等に関する指針には、第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものであると経営責任を明確化しており、公的支援、財政支援の考え方の項目では、地方公共団体が第三セクター等に対して、第三セクター等公的支援を行う場合には、債務についての損失補償を行うべきではないと明確に地方公共団体の財政支援を否定しています。

今回の当初予算の考え方はこの指針に違反しています。

次に、町民の声として、なぜ、第三セクター、株式会社エポックかきのきむらの負債を吉賀町が負わなければならないのかの声が多いことです。この町民の声を無視することはできません。

町長に対して、第三セクターの整理に関して法的責任はないのだから町のお金をつぎ込むことはないかと再三再四協議いたしましたが、町長は当初の考え方をなかなか変更してくれません。

議員の皆さん、この第三セクター整理交付金を議会が否決しても町長には痛くもかゆくもあり

ません。柿木の住居表示の問題でも、柿木地域の住民に対しては、議会が決めたんだからと説明されたそうです。今回も議会が承認しなかったと説明をすれば済むことです。

また、連帯保証されている方にも今から15年有余の間、借金地獄を味わわせるより、この際、原案を否決して破産させることが本人の今後のためではないでしょうか。

昨日の報道によると、鳥取県の琴浦町議会の予算決算審査特別委員会は、2021年度琴浦町一般会計予算を全会一致で否決したそうです。

吉賀町議会の皆様、この提出理由の冒頭にも説明したように、本修正動議は、議員の任務、いや、議員の責務と思い、提出します。

少子高齢化が叫ばれる時代に交付税等の歳出がだんだんと減少していく中で、吉賀町も例外でなく歳入が減少していきます。このような中で、町の貯金ともいえる財政調整基金を取り崩すことは許されません。1円でも無駄遣いできません。

町民の代弁者として、今こそ、町の無駄遣いにノーを突きつけるときです。

皆様の勇気ある決断で、町長の独走をストップさせなければなりません。

修正動議が圧倒的多数の賛成により可決することを望み、提出いたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） ただいま6番、大多和議員の修正案提出の提出者としての説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。

なお、休憩中に修正動議の取扱い等、議事進行に御協力頂くよう、討論の仕方等にも、再度、勉強していただいたら喜ばます。

休憩します。

午後1時50分休憩

.....

午後1時59分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま議案第31号令和3年度一般会計予算に対しての、6番、大多和議員ほか3人からの修正の動議が提出され、その提出者の説明が終わったところでございますので、本案と合わせて修正案に対しての質疑ができますので、質疑を許します。

なお、執行部に対しても質疑ができるようになっております。規則第43条に、議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、ここはちょっと今は関係ないんですが、質疑をすることができます。修正案に関しては、事件または修正案の提出者及び説明のための出席者に対してもまた同様となっておりますので、そういうことでございます。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

それでは、議案第31号令和3年度一般会計予算並びにただいまの修正案に対しての討論を行います。

初めに、原案、修正案共に反対の討論を行います。討論はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第31号令和3年度吉賀町一般会計予算並びに修正案に対しての反対の討論を行います。

まず、第一の理由として、当初予算ですが、当初予算には、第三セクター整理交付金4,700万円が予算化されていました。この時点で、エポックには1,000万円の借金が残ると説明がありました。

さらに、後から出された第三セクター整理交付金は、4,700万円を3,000万円しか使わないというものでした。差額1,700万円は、エポックが払わなければいけません。エポックの払わなければいけない金額が増えるだけでした。

一方で、コロナ禍での苦しい営業を続ける事業者などの理解を得られないもので、どちらも町民の理解を得られないと考えます。

地域商社について、昨年から繰り返し町民に知らせることを求め、派遣された職員が動かれてはいます。

また、それぞれの説明会等も行われてはいますが、生産者を巻き込むものではなく、さらには次の財団法人設立に向けて歩いておられる中で、倉庫、事務所、加工場、そういうことまで説明がされていると聞いていますが、議会にはそのことの説明もされていません。本当に町をひとつにということであれば、みんなで知恵を寄せ合う、そういうものとして取り組んでこそ、町をひとつに、となると私は考えております。

以上の理由でもちまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） それでは、続いて、原案に対しての賛成の討論はありませんか。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 私は、令和3年度吉賀町一般会計予算について、賛成であります。

この中で、先ほどからありますように、エポックかきのきむらの件で修正動議されておるわけですが、そもそもこの設立、平成4年頃と思われませんが、その当時の柿木村が産業振興、要するに、村民の皆さんの所得向上というふうな形で村の指導でできたものでございます。三セ

クは、第一セクターが自治体、第二セクターが民間、それを合わせて三セクと、これは御承知ということですが。それからずっとエポックは、柿木村の住民の皆さんのために一生懸命、産業振興、所得向上ということでやってこられた。もちろん、業績のいいときもあったんですが、やはり時代の変わり目といたしますか、これによって最近業績が落ちた。吉賀町、元柿木村と六日市町で合併して以来、約15年。ですから吉賀町にも関係があるわけでございます。元六日市町にも。

それで、これをがん患者に例えた場合に、がんは今、2人に1人ぐらいががんということらしいですが、早期に発見して治療すれば治ることが多い。確率高い。同様に、これをつくったのは、当時の柿木村。それを議会は、その成り行きをやはり監視せにゃいけん。それがずっと来たわけですけど、要するに、先ほどありましたが、議員の議会の業務、これは、監視、批判、そういう役目があるわけなんですから、柿木村がつくって、大体、それ主導権握りますね。株式会社ですから、株主、株が多い人が、大体、社長になるというのが普通ですが、恐らく、当時は村長が社長であったと思われませんが、それが民間、民間じゃなしに株式会社が、一般の方が代表者になっておられるということですけど、もともとは主導権を持つ村がやらんにゃいけん。ちゃんとして責任を持ってやらんにゃいけんわけですが、その村、村がそれを、その業務を監視、批判、牽制するのが議会の役割でございますから、議会にも責任があると。こうなった責任。それで、私がこのエポックに対しての支援というのは、当然、やるべき。もちろん、経営者である株式会社の社長にも経営責任というのはもちろんあります。会社ですから。

それと今のような町にも監視責任も経営責任、先ほど言いましたように、がんのように早く見つけて、早くやればよかったんですが、今は遅い。ですから、一方的にこのエポックのほうが悪いというのはおかしい。だから本人さんも町も議会も責任を持つという意味で、この支援は当然かと私は思うわけでございます。

そういうことで、この予算執行に当たりましては、十分に、効率的に皆さんが納得するような予算執行をされることを望みまして、私の賛成討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは、続いて、修正案に対しての賛成の討論はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） それでは、修正案提出者の1人として、賛成の討論を行います。

この案は、歳出の第三セクターの整理交付金が修正されております。これは、第三セクターの債務を全額、町民の皆さんの血税で負担をするという原案でありましたが、これが修正されています。果たして、第三セクターとはいいながら、債務を全額、町民の皆さんの血税で負担をしていいものでありましょうか。私は第三セクターであり、また筆頭株主であり、また社会的責任が

あるということで、町民の皆様の血税を全額負担するということが絶対にという言葉はふさわしくないかも知れませんが、町民の皆さんの理解が得られません。

ということで、この修正案には第三セクターの整理交付金が修正をされております。

以上の理由で、修正案に賛成します。

○議長（安永 友行君） それでは、討論が3案ある中で最初に戻ります。

原案と修正案共に、反対の討論を行います。反対の討論はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 修正案、原案共に反対の立場で討論をいたします。

まず最初に、第三セクター整理交付金4,700万円の減額について、修正案について、反対をいたします。

まず、第一の理由は、旧柿木村時代ではありますけど、村民の産業振興、あるいは雇用対策等を掲げて第三セクターを設立いたしました。28年間にわたって、約50億円の経済効果を打ち出しております。

それは別として、株式会社とはいえ、目的のあった第三セクターであります。加えまして、この債務超過分の借入を役員会で承認しております。町長も当然その場にいたわけであります。

ということは、金融機関にとっては、町の存在というものは非常に大きな存在になったであろうと想像するのは難くないところであります。

先ほどから、株式会社であるから町の責任はないというような意見も出ましたが、私は、やはり大いに町の責任はあると感じております。設備投資の遅れとかまたは十分とはいええない支援または指定管理料の支払いがなされていなかったということなどを考えれば、当然、個人に押しつける、この債務超過分を個人に押しつけることは、町の責任としてやるべきではないと考えまして、この修正案に反対をいたします。

続きまして、原案に反対の討論をいたします。

私が反対しているのは全てではありませんで、この中の地域商社事業のことであります。2年経過しても何ら進展が見られない地域商社の事業からは撤退をすべきであります。ブランド化を叫ばれましたお茶、ラッキョウ、サフラン等の結果を見ても、この事業は成功しないというのは火を見るより明らかであります。今日に至っても財団法人の構成員さえも決まっていないことを見ると、結果的に、無駄に金と時間を費やした2年間であったと言わざるを得ません。

我々はこの2年、事業が町の産業振興のためになると信じて予算に賛成をしてまいりました。町長が言われるとおり、町の産業振興のためにと大きな期待を持って予算を認めた責任は確かに議会にあります。

しかし、認めてもらった予算が住民のために最大限効果を上げられるよう努力、執行する責任は行政側にあると考えております。その責任を取らずに、議会のせいにする姿勢は改めるべきで

あります。

いずれにいたしましても、コロナ禍のもとで血税を垂れ流すような事業の継続を議会としてこれ以上認めるわけにはまいりませんと判断し、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 続いて、原案に対しての賛成の討論はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 私は、原案について賛成の意見を述べさせていただきます。

この第三セクター、株式会社エポックかきのきむらは、合併以前、旧柿木村の第三セクターでございました。その後、シイタケの菌床栽培をして、施設は町の施設でございます。旧柿木村の施設でございました。合併後、そこそこ菌床の販売を行っておりましたが、この債務超過に陥った一つの要因として、菌床生産にあります。

そこで、この菌床生産の施設を更新しなければならない、老朽化した施設を更新しなければならないということは前町長も認識していたと伺っております。こうした生産施設の更新が、第三セクターの収入に大きく影響を与えることは必然的でございました。ただ、その更新ができなかった、しなかった、これは、1つは、筆頭株主である町の責任が重大だと思っております。したがって、町は、その債務について補償、あるいは支援する責任があると思います。そして、4,700万円の減額が行われておりましたが、私は全額執行すべきであると考えております。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 続いて、修正案に対しての賛成の討論を行います。討論はありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 失礼します。発議者2名の議員が大部分を言われましたので、それに付随して私のほうから発言したいと思います。

まず、先ほどから出ています4,700万円の予算執行、このたびが4,700万円から3,000万円になるということですが、この金額はもちろんのことではありますが、そもそもこの4,700万円というのは、公金でございます。税金であります。町民の、当然、血税も入っているわけでありまして。

このたびのエポックの債務超過に関して、そういう背景を見ますと、まず、この公金というのは、補助金いろいろありますけど、まずは生きた金を使うのが公金であると。死んだ金に対しては使うもんでないと。そういう色分けはできると思います。そういった面で、まず私は、この執行に対して反対いたします。

それからもう少し踏み込んで言いますと、このたびの3,000万円は公金で予算執行します。そしてあと、1,700万円の残金、これに関しては、今のエポックの社長、この方が債務処理をするということで伺っておりますが、もうこれは、先ほども出ましたけど、私から言わせれば、

生き地獄ということでもあり、15年間も10万円以上のお金を今から払っていくと、それは町自体、どこの行政でもやることではないと思っております。

この問題を解決するには、今日も資料が出てきておりますけど、いろんな方向で解決する糸はあると思っておりますが、この3,000万円町税で出して、そして1,700万円は個人が負担すると、こんな執行の仕方はまずありませんし、まずその1,700万円に対して、保証人等とのそういったことも含まれてくると思います。

町長はじめ、また賛成議員の方が保証人になられるんなら、それはまた違った解決の仕方があると思っておりますが、私は反対の立場でありますので、このエポックの社長に対して、そんなむごい仕打ちをするわけにはいかないということで、結論的には自己破産、そういったことが一番親切な執行の仕方だということで反対します。

以上です。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 三浦議員、そこは言い換えたほうがええ。

○議員（2番 三浦 浩明君） 失礼しました。この修正動議を反対と言いましたが、訂正いたします。賛成いたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、2回転しましたが、また初めに戻りまして、原案、修正案共に反対の立場の討論を行います。反対討論はありませんか。よろしいです。原案、修正案共に反対の方の討論はありますか。（「ありますよ」と呼ぶ者あり）9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は、議案第31号の3年度一般会計予算、これに反対の立場で討論しますが、修正案も、したがって、反対でございます。

といいますのは、エポックの件、4,700万円の件、簡潔に言いますと、柿木村の当時に、平成5年ごろから現在に至るまで28年間、第三セクターとして、地域産業振興ということで担ってこられた。そうした中で、現在、4,700万円の累積の赤字が出たということなんですけれども、昨年もそういう時期がありまして、アンテナショップやめたりとか、温泉切り離したりとかいう、計画も出たわけなんですけど、その時点で清算していれば、もっとこの金額が小さかったと私は思っておりますし、それと同時に、このものは元の起こりが町が52%ということの出資比率で責任を持ってやってこられた。ということは、いわゆる借金につきましても、ざっくりと言ってもそういうことであろうというふうに思います。そうすると、4,700万円は52%比率でいきますと、2,350万円という出資比率、赤字の比率もそう計算すれば、町がかずいでも仕方がない面々もあるかと思えます。それは、お互いに出資比率の割合で、当然、社長も経営者責任がありますよ。ありますけども、そこを管理監督するのきちんと法に沿ってするんが当たり前ということなんです。そういうことをしていかないと、今、この議案の3号の一般会

計の73億円の中には、地域商社を設立するという、令和元年、2年、3年、合わせて3,540万円の累積ですよ、金額は。年間に例えると、1,180万円、それで今、財団法人も何にも形としてはできておりませんし、今まで計画したサフランであったり、ラッキョウであったり、そんなの全然、形としてできてこない。しかももう頓挫して。もうしません、しないというふうになってきた状況の中で、こういったお金をどんどんつぎ込むと、全く同じ状況が起きると思うんですよ。もっともっと大きくなりますよ。それはね、吉賀町稼ぐ町という夢を見て、先行投資も必要ですよ、この時代に。だけど、身の丈に合ったことと、力量とその何といいますかね、そういうものに合った事業を持っていかないと、またもやどんどん大きな借金をつくっていくと。それこそ、我々が非難されるだけじゃないですよ。みんな一人一人が将来的にそういうものを担いでいく時代になりますので、私はエポック云々というより、私は将来を見据えるときに地域商社の道筋というものがはっきりしない中で、比率から言うたら、3,500万円も600万円も先行しているというところがありますから、この予算に対して、総括といたしまして反対という立場でございますので、御理解頂きますようによろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 続いて、原案に対しての賛成の討論はございませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 失礼します。私は、今まで賛成討論の中でほとんどの方が言われましたので簡潔明瞭に行いますが、当初予算の原案が出た当初、4,700万円全額公費負担というような話が出ておりました。その後、3,000万円が町の負担、それからエポックが、当然、経営責任というところを見るということでございまして、1,700万円。実際、河野社長も大変苦しい返金になるかと思えますけれども、ある程度の経営責任も仕方ないかなというふうに思ひまして、賛成討論といたします。

なお、修正動議に関しましては、反対という立場を取らせていただきます。

○議長（安永 友行君） 続いて、修正案に対しての賛成の討論はありませんか。よろしいですね。それでは、最初に戻ります。原案、修正案共に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。続いて、原案に対して賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。

それでは、最後に、修正案に対しての賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） なしですね。

それでは、以上で討論はなしと認め、これで討論は終わります。

議案第31号令和3年度一般会計予算について、採決をします。

初めに、6番、大多和議員ほか3人から提出された修正案について、起立により採決をいたします。修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（安永 友行君） よろしいですか。賛成少数です。したがって、修正案については否決と決定をされました。

それでは、次に、原案について、採決をします。この採決も同じく、起立により採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（安永 友行君） よろしいです。賛成少数です。したがって、本案は否決と決定をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時37分休憩

.....

午後3時02分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第24. 発委第1号

○議長（安永 友行君） 日程第24、発委第1号民生委員・児童委員の処遇改善等を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 発委第1号。

令和3年3月10日。

吉賀町議会議長、安永友行様。

提出者、総務常任委員会委員長、中田元。

民生委員・児童委員の処遇改善等を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由、民生委員・児童委員のなり手不足解消のため。

裏面を御覧ください。

民生委員・児童委員の処遇改善等を求める意見書（案）。

民生委員・児童委員制度は、大正6年に岡山県から発足した済世顧問制度から、平成29年には民生委員制度発足100周年を迎えた歴史ある制度であります。

この間、民生委員・児童委員（以下、委員という）は、常に住民の立場に立って地域福祉の推

進や災害時対応などの重要な役割を果たしてきました。

近年では、８０５０問題、ダブルケアなどの様々な生活課題への相談対応や、地域共生社会の実現に向けた取り組み及び児童虐待などから子どもを守る取り組みなど、その役割や期待は益々高まっています。

一方で、委員の活動は、住民の抱える課題の複雑化・多様化等に伴い広範多岐にわたり、益々困難性を増しており、委員の経済的な負担増も一因となり、なり手不足が深刻な問題となってきた状況があります。

委員は、地方公務員法に定める非常勤特別職の地方公務員であります。制度上、無報酬とされており、都道府県からの活動費のみが交付されています。

こうした状況の中、委員の精神的・経済的負担の軽減や処遇改善などを行い、なり手不足の解消につながる施策を展開されるよう、次の事項の実現を強く要望します。

記。

(1) 民生委員法第14条及び児童福祉法第17条に定める職務については、職務の範囲が拡大し、委員に過重な負担を強いることのないよう職務範囲に関する指導書・マニュアル等整備すること。

(2) 民生委員法第10条の規定を見直し、報酬制度を創設し、特別職公務員として一定の身分保障を図るとともに、都道府県に対しては、法第26条に規定する活動費を拡充するよう財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年月日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの委員長の説明について、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。それでは、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第24、発委第1号民生委員・児童委員の処遇改善等を求める意見書（案）の提出について

て採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第25、発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第25、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

本案についても、総務常任委員会の報告を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 吉賀町議会議長、安永友行様。

令和3年3月10日。

総務常任委員会委員長、中田元。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第1号。

件名、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和3年3月10日。

3、審査結果、可決、賛成多数。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第25、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は、原案可決です。この発議は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第26. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 日程第26、閉会中の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、経済常任委員長より2件報告書が提出されております。経済常任委員長から報告を求めます。6番、大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） お手元に配付しております報告書を読み上げて、報告に代えます。

令和3年3月18日。

吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、大多和安一。

行政視察報告書。

1、日時、視察先、参加者。

日時は、令和3年2月2日火曜日。

視察先、島根県邑智郡美郷町、美郷町役場。

邑智食肉処理加工場及び乙原集会所青空クラフト。

参加者、委員長の大多和安一、副委員長、庭田英明、委員、桑原三平、委員、松蔭茂、委員、藤升正夫、議員、河村隆行、議長、安永友行。

2、調査事項。

鳥獣被害対策における資源利活用と地域振興について。

3、視察の概要。

①鳥獣被害対策、美郷バレー構想の事業概要。

構想立上げのいきさつ。

猟友会から住民主体組織体制へ移行した手法。

②邑智食肉処理加工場の概要。

行政との関わり。

美郷町の特徴的な取り組み内容。

イノシシによる被害に対応するため、猟友会依存の体制を改め、農家や自治会関係者も含めた駆除班を編成し、主体的に活動している。

休止していた既存の食鳥処理施設をイノシシ処理施設として活用し、捕獲個体の資源化に取り組んだことにより捕獲鳥獣の処理負担軽減にもつながっている。

裏をおめぐりください。

イノシシを「おおち山くじら」と命名し、ブランド化。食肉として出荷するほか、町内女性グループが食肉加工品や皮革製品を開発・販売するなど、捕獲したイノシシを有効利用して6次産業化を図り、地域活性化のツールとして活用している。

このイノシシの捕獲から資源化までを行う取り組みには多くの町民が関わっており、獣害対策を契機とした地域づくりのモデルとなっている。

美郷町の主な鳥獣被害対策等の沿革。

2000年、捕獲体制の再編成。

2001年、夏イノシシの資源利活用の着手。

2003年から2009年、イノシシの食材としての出品、ペットフード、学校給食献立、なめし皮・皮革製品などの取り組み。

2019年、鳥獣被害対策版シリコンバレー、美郷バレー構想の取り組み開始。

産官学民の連携による取り組み（麻布大学、タイガー株式会社、NPO法人里地里山問題研究所、丹波篠山市、古河電機工業株式会社等との協定）

役場内に、山くじらブランド推進課を設置。

2020年、イノシシ処理加工施設（おおち山くじら食肉処理工場）の新設。

2021年、美郷バレー「おおち山くじら研究所」の設置。

4、所感につきましては、それぞれの委員の所感ですので、お読みいただきたいと思いますが、特に強調したいことをゴシックにしております。

3ページにあります。そこだけ読みます。

現場に足を運び、今までの既成概念や思い込みを、現場での経験から見直す行動に結びつけていることは獣害対策にとどまらない地方公務員のあり方を再認識するものとなった。

忙しいから現場に行けないではなく、現場にこそ政策立案のタネが転がっているという意識を高められるようにしたい。

それから裏に回りまして、7行目ですが、新しい捕獲方法など用具の開発は、新しいビジネスも生まれる。知的財産の取得等先進的であると思う。

今私が読んだところは、特に、経済常任委員会で強調したかったところでございます。

5、委員会としての提言。

当町においても、捕獲から加工販売までのシステムづくりを行政が主導して積極的に取り組むべきである。

以上です。

続きまして、委員会調査報告書を読み上げて、報告に代えます。

令和3年3月18日。

吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、大多和安一。

委員会調査報告書〔中間〕

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。
記。

1、調査事件。

件名、地域商社について。

2、調査事件の経過。

①令和2年4月8日水曜。

町執行部へのヒアリング、執行部3人、傍聴人17人です。

②令和2年4月14日火曜から5月13日水曜日。

各関係団体へのヒアリング（島根県農業協同組合、吉賀町商工会、山陰合同銀行、西中国信用金庫）

③令和2年5月28日、木曜日、委員会。

④令和2年6月16日、木曜日、委員会。

⑤令和2年11月26日、木曜日、先進地視察（視察先、江津市、道の駅サンピコごうつ、神楽の里舞乃市）

⑥令和3年3月11日、木曜日、委員会。

裏をおめぐりください。

3、調査事件についての報告。

地域商社事業に関しては、平成31年度から取り組んでいる。町としては、職員にスキルがないからとして、業務委託をした。

当経済常任委員会としても、地域商社事業に関する調査を継続してきた。昨年6月の定例議会で中間報告し、12月定例議会で行政視察報告もしてきた。

町としては、ワークショップの開催等をしているが、いまだ町民の間に浸透していない。加えて財団法人を構成する金融機関をはじめとする各組織にも浸透していない状況を鑑みると、事業に取り組める状況とは思えない。いたずらに業務委託料を浪費しているとしかいえない現状であり、地域商社の実現性には疑問が残るものである。

令和3年度当初予算で業務委託料が計上されているが、第二の負の組織を出さないためにも勇気をもって事業から撤退すべきである。

以上、提言する。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で経済常任委員長の報告を終わります。

日程第27. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第27、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報公聴の各常任委員長から会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず初めに、新型コロナウイルスの感染症についてでございます。

御案内のとおり、首都圏におきましては緊急事態宣言、間もなく解除をされるとのことでございますが、厳しい状況であることには全く変わりはありません。

こうした中、感染拡大に向けた対策を講じる以外に当町といたしまして対処すべきものとしたしましては、経済対策等の予算措置と、もう1つは、ワクチン予防接種でございます。

経済対策につきましては、国の第三次の補正予算に基づく配分額が先般提示されましたので、これに基づく予算編成の作業に着手いたしまして、準備ができ次第、補正予算について上程をさせていただきたいと思っておりますので、その節にはどうかよろしくお願い申し上げます。

それから、ワクチンの予防接種についてでございます。

現段階におきましても不確定要素が大変多ございます。国と島根県からの情報を的確に把握しながら、円滑な中でワクチンの予防接種が執行できるように準備を進めてまいりたいと思います。

次に、本定例会に執行部から提案いたしました議案についてでございます。

ほとんどの議案につきまして可決の御承認を頂き、厚くお礼申し上げたいと思います。

なお、一般会計、令和3年度一般会計当初予算につきましては、賛成少数ということで否決となりました。

このことは、私の施政方針に対する不信任であるということで、重く受け止めているところでございます。

今後におきましては、熟慮に熟慮を重ねまして、改めて年度内のところで予算を上程をさせて

いただきたいと思ひます。

まずはそのことをもって、予算を上程をするということをもって、私のまずは責任を果たしてまいりたいというふうに思っております。

また、臨時議会の日程につきましてはお知らせをすることになろうかと思ひますが、その節にはどうかよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

その件も含めてでございますが、今回も定例会の中で議案審議、あるいは一般質問で本当に多くの貴重な御意見を賜りました。頂きました御意見につきましては、これからの事業執行に十分反映をさせていただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

とりあえず、本定例会閉会に当たってのお礼の御挨拶に代えさせていただきたいと思ひます。本当にありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしましたので、これで会議を閉じます。

令和3年第1回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午後3時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員